

日本臨床心理士養成 大学院協議会報

The Japanese Association for Graduate Programs in Clinical Psychology

第8号

2008年(平成20年)

9月30日

第5巻第1号

巻頭言：会長就任にあたって	1
養成大学院の動向について	3
今求められるのは内閉から「社会への発信」	4
ホームページ開設のお知らせ	5
研究助成事業	6
「臨床心理士養成指定大学院実態調査票」から	8

巻頭言 会長就任にあたって

日本臨床心理士養成大学院協議会 会長 石川 啓
(学校法人 帝塚山学院 理事長)

初夏の頃、本大学院協議会のある理事の先生から、樋口和彦先生の後任会長に私を推挙したい旨のお申し出を戴きました。私にとりましては、正に晴天の霹靂の出来事で、大変名誉なこととは思いましたが、不適材不適所の最たる人事であると思ひ、さらに現職が多忙であること、学会から遠ざかって久しいという理由も加えて、丁重に辞退させて戴きました。

しかしながら、前任校在職中に、担当教員数がギリギリの数であったにも拘らず、いち早く第1種臨床心理士養成大学院に指定して戴いたり、またその大学院を巣立って行った多くの院生に臨床心理士の資格を授与して下さった諸先生方の恩義に対して、大したことは出来ないにしても、多少なりともご恩返しをしなければならないのではな

いかと思ひ直しまして、浅学非才の身も顧みず会長就任の承諾をさせて戴いた次第です。

今浦島の私の目から見ましても、臨床心理士を巡る昨今の情勢は大変厳しく、かつ流動的であるように思われます。長年の懸案である臨床心理士の国家資格化の問題をはじめ、臨床心理士の活躍の場が社会に広がる一方において、社会の変革に応じてそれぞれの職場で臨床心理士に求められる専門職業人としての資質や課題など、養成大学院として、解決すべき問題が山積致しておるように思ひます。

それら諸問題の解決には、理事の諸先生方をはじめ、会員校におられる諸賢の英知の結集が何よりも必要であります。何とぞ倍旧のご指導とご支援を衷心よりお願い申し上げます。

ここで巻頭言としては、はなはだ不適切であるとは思いますが、私をご存知ない方々も大勢いらっしゃると思いますので、自己紹介を兼ねて、私と臨床心理学とのかかわりや、臨床心理学に対する私見の一端を述べさせて戴きたいと思います。

私と臨床心理学との出会いは、1957年に、私が大阪市立大学文学部を卒業し、同大学院へ進学した後、関西ロールシャッハ研究会に入会させて戴いた時でした。当時同会は、大阪大学医学部の辻悟先生、長坂五郎先生、京都大学人文研の藤岡喜愛先生、天理大学の河合隼雄先生、京都少年鑑別所の高橋雅春先生達が主要メンバーで、毎月開催されていたように思います。私はロールシャッハ・テストの阪大式の採点法を、コピー機のない時代でしたので「ガリ版刷り」の手引き書で一応学んだ位で、とてもマスターしたなどとは言えない段階でしたが、私はロ・テストのスコアリング法や諸尺度の構成に心理測定的手法を取り入れるというドンキホーテ的試行を試みており、信頼性がどうのこうのと言っておりましたので、「お前がしていることはサッパリ分らん」と諸先生方から叱られておりました。その後、大阪市立大学医学部の精神神経科の医局へ入局させて戴き、そこでアメリカ帰りの新進気鋭の精神科医から、かなりフロイド色の強い「精神療法」の手ほどきを受け、市大病院や系列病院で、外来患者さんにロ・テストなどの心理テストを施行したり、軽症の患者さんには、習いたてのかなり怪し気な「精神療法」の真似事をさせて戴いたりしておりました。その後、1962年から足かけ3年間イリノイ大学大学院に留学し、因子分析的人格理論で著名であったR.B.キャッテル先生の研究助手を勤めました。先生の指導の下で、16PFの高校生用のHSPQのC型式やD型式の作成に従事したり、後に「OATB」を構成する各種客観テスト作成の手伝いを致しておりましたので、ますます「心理テスト屋」の道を歩むことになりました。帰国後は、

関西大学で人格理論、心理測定法、心理検査法などを講じておりました。臨床心理学との再会は、1986年から1987年にかけて、ジョージ・ワシントン大学の客員教授を致した時であります。同大学の臨床心理学の院生達は、延2,000時間にも及ぶ各種臨床実習をおこなっており、その中でDSMⅢによる診断演習も課せられていました。そして博士課程修了の際に提出する博士論文には実証にもとづく治療評価や測定にもとづくリサーチが要請されており、SEM（構造方程式モデル）を使用した論文もありました。私は大変ショックを受けて帰国し、関西大学の臨床心理学担当の高橋雅春教授が定年退職された後は、私が人格心理学から転じて臨床心理学を担当することになりましたので、定年迄の十数年間、さらに定年後も現在に至るまで、神戸親和女子大学大学院で、院生達にジョージ・ワシントン大学での見聞をもとにして、アセスメントや統計的解析など臨床心理学におけるサイエンスの側面を教えてきました。

臨床心理学にはサイエンスの側面とアートの側面があるといわれておりますが、わが国ではユングやロジャースなどアートの側面が強調されており、科学的で実証的なアプローチは最近まであまり重視されてこなかったように思います。人間を理解し、まして援助するためには、双方のアプローチが必要なことは当然です。そして日本には日本独自の臨床心理学があっただけであるべきであると思いますが、そうであるならば、かつてアメリカの大学の臨床心理学者達がボールドー会議で確立したような、科学者—実践家モデルの日本版を策定することが必要ではないのでしょうか。

日本の臨床心理士養成大学院において2年間で臨床指導と研究指導の双方を行う教員の負担の問題や、臨床実習と修士論文の両立という院生に課されている負担の問題、さらには卒後教育の問題の解決の一助になるように思います。

養成大学院の動向について

(財)日本臨床心理士資格認定協会 大塚義孝
専務理事

上記の依頼原稿テーマに簡潔にお応えして次の3点があげられると思います。

- 1) 臨床心理士養成のための指定大学院の新設は、ほぼマキシマムに達し、量から質の時代に入りましたこと。
- 2) 質の担保を如何に追求すべきか。その具体像は那辺にあるのか…。
- 3) 文部科学省や日本学術会議と実質的な相互性、影響性を如何に構築していくか。

第1の指定大学院の数からみた実状ですが、平成20年8月現在156校の指定大学院と4校の専門職大学院がありますが、19年度は3校の新設認可にとどまり、かつての10校、20校の指定申請時代とは、すっかり様変わりしたことです。現在は、むしろ2種校から1種校に変更申請するドライブがかかっています。19年度は28校の2種校から6校が1種校に変更認可され22校に減少しています。いわば量から質への一つの具体像です。

大学全員入学時代といえども質の高い大学・大学院へは学生は集中し、質を欠く者のみの大学は埋没する時代です。156校の指定大学院でも、この傾向を次第に示しつつあります。定員10人に100人は応募する、いわば10倍校は10年前には5割を超えたものですが、昨今は有力校でも5倍程度で、在学生人口約2,500人から3,000人の需要にどうきめ細かく応えるかが一つのポイントといえましょう。

指定大学院の専任教授で臨床心理士の資格を持っていたら、多少心理臨床実践能力を欠いていても可とする時代は、とっくに去っています。1種

校や専門職学位課程に必置の心理臨床機関（相談室）に来談者の有用な増加を図ることも必須です。また、その体験実習を如何に身につけさせるかの“臨床心理実習”科目の充実も焦眉の課題です。限られた2年間に3例から5例は体験させ、カンファレンスで、その事例を通じて所属専任教員、スタッフの全員参加による効果を担保するのは指定校の基本的義務といえましょう。同一地域に集中する大学院の附属相談機関の無用な競争を避けて、たとえば2～3校が共同で心理クリニックを開設し、院生の実習体験を保障するシステムを構築するのも一つのあり方です。事実、この具体化を図ろうとする地域もあり、認定協会としても制度的に整合されたあり方として考慮したいものです。

第3の文部科学省等との実質的關係性確立へのテーマです。指定大学院の認知度は臨床心理士（スクールカウンセラー）の認知度に比例して促進されていますが、まだまだです。文部科学省高等教育局の關係係官が本協会に常に働きかけ意見を求められる機関にならなければなりません。認定協会としても全面的な応援をする立場にあることは言うまでもありません。目下九州大学の専門職学位課程（実践臨床心理学専攻）の専門職大学院評価機関として認定協会が文部科学省のきめ細かい示唆を得ながら、「臨床心理士養成に関する専門職大学院評価委員会」の発足に向けて最終段階にあることも、この際述べておきたいと思います。

学術会議の話は次回にします。

今求められるのは内閉から「社会への発信」

日本臨床心理士養成大学院協議会 顧問 上里一郎

大学の心理臨床家や4団体へ取り組んでほしいことをいくつか挙げて一緒に考える素材とした。

1 大学の心理臨床分野の教員のみなさんへ

大学の多くは学生の確保に逐われている。そして、質を問わずに受け入れた結果、入学後の教育・訓練が大きな課題になりつつある。今後このためのプログラムの開発と実施、教員の負担は増加することはあっても減少することは考えられない。

さらに臨床心理学にかかわる大学人は、学生の教育に加えて臨床実践と研究活動、社会貢献や学内貢献が求められている。臨床家としての実践や指導と研究者としての活動の2つですら達成は至難の業に近い。臨床心理学の教員は、学生の臨床実践の指導にかなりの時間を割いており（そのほとんどが時間割りに載らない指導）、他の分野の教員に比べて2倍近い負担があるものと推定される。にもかかわらずさらに多く役割が期待されている。

心理臨床分野の教員に対して、幾つかの大学や大学院で、管理や組織運営への関与に問題があることが公然と語られている。例えば、出勤状況、学生指導、各種の会議への参加などなどである。多くは相対的なものであるが、他の分野に比べて目立っている。根底には、コミュニケーション不足があるのではないかと考えられるが、これが心理学の仲間間のみならず大学内で臨床心理学への理解を妨げたり反発を招く要因の1つとなってい

るのは確かである。心理臨床家としてどのように対応すればよいのか検討して実行する必要がある。このままでは断層が広がる恐れがある。

2 4団体の長期にわたる協力活動 —社会への発信活動

日本心理臨床学会、(財)日本臨床心理士資格認定協会、日本臨床心理士養成大学院協議会、日本臨床心理士会の4団体はそれぞれ独自に時には共同して、臨床心理学の発展と取り組み大きな成果を上げてきた。しかし、現在臨床心理学（臨床心理士）の置かれている状況は、4団体が長期にしかも一致協力しなければならない問題が多い。

その多くは対社会的なものであるが、特に国家資格の制定、雇用の開発が焦眉の急であり、これは一大学や個人の努力を超えるものである。

国家資格としての2資格1法案についても、これからどう推進するのか、心理学の関係者や学会、医療関係者などとの協議や理解を求める活動を推進する母体となってほしいものである。そのためには、恒久的なプロジェクトチームを作りこれに専従させるぐらいの覚悟が必要ではないか。他者だのみでは、また迷宮入りしかねないと危惧される。

職場の開拓や開発も緊急の課題である。臨床心理士をめざして大学院に入学する学生の数は比較的多く安定している。しかし、出口（就職）に大きな難所があり、このままでは学生の数や質の確保が困難な大学院が出る可能性がある。

定員削減のすすむ状況では、長期にわたる組織的な取り組みが不可欠である。心理学界はこれま

で、アカデミックな活動はともかく、職能的な活動や対社会的な発信を怠ってきた。これを見なおすことから始める必要があるのではないか。

社会福祉や看護などの分野での旧い大学人からみれば眉を顰めるような活動がなければ、この立ちすくみを超えることは困難かもしれない。

3 当事者として動く

一臨床心理士養成大学院協議会へ

指定校となるには、教員組織、カリキュラム、臨床心理実習などについて協会の基準がある。しかし、これはいわば最低の基準であり時間的な経過もあり見なおす時期かも知れない。実際に臨床

心理士の養成にあたっておられる専門家集団から、高度専門職としての臨床心理士の養成の在り方について具体的な提案があることを期待している。このような自助努力がなければ臨床心理士のレベルアップは困難であろう。

心療内科医を対象とした調査によると、臨床心理士は医師と相補的な役割がとれるが、①医学的な基礎知識が不足している、②技量に個人差が大きい、③心理検査の習熟度が低い、④チーム医療に不慣れなどが指摘されている。これは、課題のごく一部であるが改善のためのデータは沢山ある。これらを基に、標準的なモデルを提示できれば一歩前進することであろう。

ホームページ開設のお知らせ

日本臨床心理士養成大学院協議会（略称、「臨大協」）では、この度、ホームページを開設する運びとなり、今年度を目途に、開設に向けての準備作業を進めています。

主なコンセプトと概要は以下の通りです。

1) 臨大協と会員校との情報交流を密にすること。臨大協では、指定校のカリキュラムについてスタンダードな内容を掲載するなどして、会員校の参考に供していきたいと考えています。また、パスワードを設置して会員校のみが閲覧できるページを作成し、そこに理事会議事録や情報などを掲載していきたいと考えています。

2) 一般の方々に指定校の存在と社会的意義を発信する。これにつきましては、一般の方々が、全国に存在する指定校の現状や特徴を包括的に把

握していただけるような工夫をしていきたいと思っています。

3) 大学院生に向けての情報発信。現状では、大学院生は大学院修了後の就職先について個々がさまざまな努力をしているところだと思えます。臨大協では日本臨床心理士会に寄せられた就職情報を転載するなどして、大学院生の社会参加への参考資料の提供ができればと考えています。

また、このホームページでは、(財)日本臨床心理士資格認定協会、日本臨床心理士会、日本心理臨床学会、およびすべての会員校とリンクを張ることも検討しています。さらに、本会報にも掲載しましたが、研究助成事業への申込書ダウンロードや、これまでの会報をPDFファイルで掲載しダウンロードできるようにしていきたいと思っています。会員校の皆様、どうかご期待下さい。

研究助成事業

日本臨床心理士養成大学院協議会は、新規会員校の入会金と会員校の年度会費によって運営されています。会計決算と予算案は毎年度、総会にて報告し了承をいただいておりますが、現状の予算の枠内で当協議会としていかに有意義に予算を運用するかという点での議論が理事会で交わされました。そのなかで、研究助成事業を行うことが提案されました。これにつきまして、これまで理事会で検討を重ねて参りました。そして、研究助成事業を行うことで大筋での合意を得まして、2008年1月26日に開催されました第30回理事会において、内規および運用規程原案が提出されました。原案が検討され、最終的に同年4月21日に開催されました第31回理事会において、総会に提出する案がまとまりました。それは、以下の通りです。

研究助成事業に関する内規

制定：平成20年4月21日

第1条 日本臨床心理士養成大学院協議会（以下「大学院協議会」という）は、臨床心理士の養成と大学院協議会における研究振興を目的として、研究助成事業を行うために本内規を定める。

第2条 本内規にいう研究助成事業は、特別課題研究事業と研究助成事業から成る。

第3条 特別課題研究事業とは、大学院協議会及び会員校から申し出のあった研究課題の中から、理事会が認めた研究課題について会員校の研究プロジェクトを公募し、理事会が適正

と認めたものについて研究費用を助成する事業をいう。

2) 詳細は、研究助成事業に関する運用規程（応募要領、助成金額等を含む）に従うものとする。

第4条 研究助成事業とは、研究助成事業に関する審査委員会（以下「審査委員会」という）が会員校から申し出のあった研究課題の中から決定した研究に助成するものである。審査委員会は、当該の研究課題を審査、内定し、理事会で承認を得た上で、審査結果を公表しなければならない。

第5条 審査委員会は、毎年度初頭に、理事および会員校から選出された5名によって組織する。

2) 審査委員長は5名の委員の互選によって選出する。

3) 審査委員の任期は3年を限度とし、再任を妨げない。

第6条 本事業の研究プロジェクト公募に応募するためには、以下の条件を満たさなければならない。

(i) 応募校は、大学院協議会会員校であること。

(ii) 応募校は、所定の書式に従って、提示された研究テーマに関する研究計画概要（予定される研究期間ならびに必要諸経費の見積りを含む）を、申請期間内に審査委員会あて提出すること。

(iii) 審査委員会からの要請があった場合には、この研究計画概要について審査委員会との

合議を行い、最終的な研究計画を決定すること。

(iv) 最終的な研究結果については、報告書を審査委員会へ提出すること。

第7条 本内規の運用に関する規程については別途定める。

第8条 本内規の改廃は、理事会の審議を経て、会長がこれを行う。

第9条 その他、助成金（特別課題研究事業及び研究助成事業ともに）の不正流用など、問題がある場合は理事会で認めた助成金返金請求等の処遇をとることができる。

附 則 本内規は平成20年4月21日より発効する。

研究助成事業に関する運用規程

制 定：平成20年4月21日

第1条 研究助成事業の助成対象は指定校もしくは専門職大学院であり、日本臨床心理士養成大学院協議会（以下「大学院協議会」という）会員校であることを条件とする。

第2条 研究助成事業への公募時期と期間は、6月1日から6月30日までとする。

第3条 研究助成事業の研究期間は、1年以内と1年以上2年以内の2種とする。

第4条 研究助成事業に関する助成金額は以下の通りとする。

(i) 会員校を申請対象とし、研究期間を1年以内として150万円を限度とする。

(ii) 会員校を申請対象とし、研究期間を1年以上2年以内として300万円を限度とする。

第5条 研究助成事業の対象となった研究成果については、大学院協議会年次大会、会報等に公表することができる。その場合でも、報告書は提出するものとする。なお、著作権は申請者に帰属し、発行権は大学院協議会に属するものとする。

第6条 研究助成事業の対象となった研究が、研究者側の事情で頓挫ないし中断された場合には、すみやかに大学院協議会審査委員会に所定の書式にしたがって届け出ること。その際、当初の契約にかかわらず、これを本事業の対象とみなさず、研究助成を中止し、返金請求などされることがある。

附 則 本運用規程は平成20年4月21日より発効する。

これらを総会で報告させていただき、会員校の皆様のご承認を得まして、また会員校の皆様に周知させていただきながら、平成21年度から実際の活動に入って参りたいと考えております。臨床心理士を養成するという課題は非常に大きく重い社会的責任を伴うものでもあります。本研究助成事業がその一助となれば幸いですと考えております。

「臨床心理士養成指定大学院実態調査票」から

その4 — 学外連携とスーパーヴィジョン —

日本臨床心理士養成大学院協議会 会報編集委員
(立正大学大学院)

岡本淳子

臨床心理士養成大学院対象にその養成教育にかかわる課題について、本協議会が2006年7月に行った実態調査の報告の続編である。調査を実施してからすでに2年間を経過し、それぞれの大学院の実態も、条件をより整備する方向で動いているかもしれない。あるいは、定数削減等で更なる工夫を求められている大学院もあるのだろうか。

ともあれ、この結果を何らかの参考にしていただければと考え、報告する。今回は学外の専門家との協力やスーパーヴィジョンに関する課題である。調査で用いた調査項目の11-11~11-3についての結果と、自由記述による回答の中に現れたスーパーヴィジョンに関わる記述を読み解いた。

調査への回答総数は117大学院である。

1. 面接や実習指導における学外の専門家の協力について

「面接や実習指導に学外の専門家の協力を得られるか」の質問への回答結果を図1に示す。117校中69校で、協力が得られている大学院が約6割を占めている。

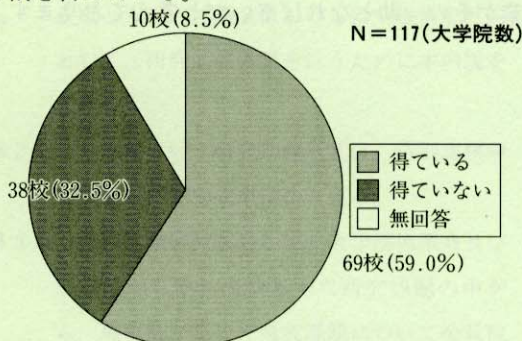


図1 面接や実習指導に学外の専門家の協力を得ているか

2. 学外専門家への謝金の支払いについて

前述1の質問で、「面接や実習指導に学外の専門家の協力を得ている」と回答した大学院に、「学外の協力者に謝金を支払っているか」を尋ねた。その結果、69校中53校(76.8%)で謝金を支払っていることが回答された。

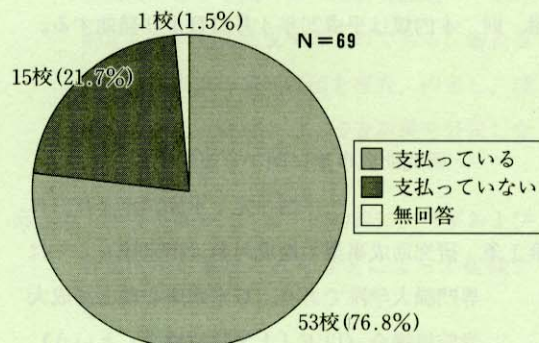


図2 学外協力を得ている大学院の謝金の支払いの有無

学外協力者への支払いをめぐる記述から主な内容を整理すると、表1のようになった。

表1 学外協力者への支払いをめぐる記述(自由記述から)

支払いの形態	支払わないう理由
非常勤講師としている	担当職員が外部でも兼務しているため
客員研究員としている	相互に協力関係にあるため
個人でなく施設に支払う	公的機関であるため
図書券による謝礼としている	予算不足
	院生の個別SVは個人契約により個別料金
	スーパーヴァイザー本人が辞退
	SVは、無報酬の名誉職としているため

大学院が組織として学外専門家に謝金の支払いをするには予算化されていることが必要である。

表1から「非常勤講師」や「客員研究員」のような形で大学の教員組織の中に位置づけられている大学院と実習機関との間で実習にかかわる連携（あるいは契約）がなされている場合に、謝金が支払われていることが推測される。謝金の支払いは、院生の実習機会を安定的に用意することにつながる要因の一つと考えられる。

3. 大学院生のスーパーヴィジョン

大学院生のスーパーヴィジョンについては、学内の常勤教員が圧倒的に多く関わっている実情が見られる。この結果からは常勤教員の負担が推測される。

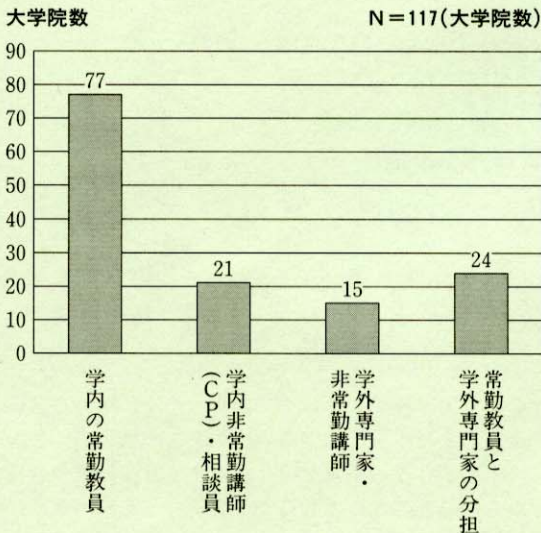


図3 大学院生のSVを誰が担当しているか(複数回答)

4. まとめにかえて

今回は、大学院臨床心理士養成における学外専門家の活用についての調査項目を中心に報告した。その協力体制の手続きや実態については踏み込んで調べられてはおらず、把握できていない。全体の傾向としては約半数強の大学院で組織として正規に位置づけられる形で外部専門家との連携が進みつつあると考えられた。

謝金を支払わないでいる大学院のうち、「相当職員の兼務」や「相互協力関係」、「名誉職」などは、大学院側としてはきっと気遣いをしながらもやむを得ずの状況であろうと推測される。整備が期待される場所である。スーパーヴィジョンに関わる課題は、他の設問への回答の中にも多く記述されていた。中でも教員の負担が述べられている大学院が多かったが、その内容は修論指導や授業、学部事務との狭間でスーパーヴィジョンの時間の確保が困難であること、大学院側に臨床指導を行うスタッフ数や質の確保などが必要な状況にあることが、その主な課題であった。

なお、今回は大学院内部の視点から学外専門家との連携について取り上げた。今後は臨床現場における実習生の受け入れをめぐる課題や卒後研修のあり方等についても視点をあて、臨床心理士養成について広い視野から考えることも重要であると考えられる。

第8回大会年次総会

すでにご案内させていただいております通り、第8回大会年次総会が以下の要領で開催されます。今回は新会長の下で第一歩を踏み出す総会となります。

日時：平成20年9月26日（金）午後2時～午後8時

場所：アジュール竹芝（東京都港区海岸1-11-2）

第1部 年次総会（14階 天平の間） 総合司会：橘 玲子（大学院協議会 理事）

14：00 開会挨拶 石川 啓（大学院協議会 新会長）

14：10 祝 辞 文部科学省

14：20 事業報告 皆藤 章（大学院協議会 理事）

14：50 休 憩

15：00 シンポジウム 『養成大学院の責務と臨床心理士の課題』

話題提供者 「学内外における心理臨床実習の積極的展開（1）」

奇 恵英（福岡女学院大学大学院 准教授）

「学内外における心理臨床実習の積極的展開（2）」

藤田 博康（帝塚山学院大学専門職大学院 教授）

指定討論者 園田 雅代（創価大学大学院 教授）

落合 美貴子（鹿児島大学専門職大学院 教授）

司 会 乾 吉佑（大学院協議会 理事）

17：50 全体総括、総会終了

第2部 記念レセプション（13階 飛鳥の間） 総合司会：皆藤 章（大学院協議会 理事）

18：00 開宴挨拶 樋口 和彦（大学院協議会 前会長）

祝 辞 工藤 智規（財団法人日本臨床心理士資格認定協会 顧問）

20：00 終 宴

新たに指定を受けられた大学院

（財）日本臨床心理士資格認定協会より新たに指定を受けられた大学院は次の3校です。大学院協議会へのご入会をお待ちしております。

国際医療福祉大学大学院

福島学院大学大学院

中央大学大学院*

*は第2種指定校

編集後記

新会長石川啓先生の巻頭言を掲載した通巻第8号をお届けいたします。

2001年に設立当初会員校数60校であった臨大協も、現在は152校に達しました。今号のどの記事を見ても、あらためて、量の拡大が終息し、臨床教育の質の向上がいつそう問われていることが明らかです。このたびの第8回大会年次総会シンポジウムのテーマに、臨床教育の根幹である「心理臨床実習」が再度とり上げられたのも、その現われでしょう。社会的責任の面からも、教育のあり方について相互研鑽していくことが求められています。その具体的な展開として、このたびの研究助成事業が挙げられます。こころの専門家の養成における望ましい教育

のあり方を検討していくにあたって、私たち心理臨床家の主たる方法論である“ケーススタディ”をもっと活用しない手はないと思います。会員校の皆様からの忌憚のないご意見やご要望をお寄せいただければ幸いです。（篠竹 利和）

日本臨床心理士養成大学院協議会報

第5巻 第1号（第8号 Vol.5 No.1）

2008年（平成20年）9月30日発行

発行 日本臨床心理士養成大学院協議会

編集委員：皆藤 章・岡本淳子・篠竹利和・渡邊 勉

〒113-0033 東京都文京区本郷2-40-14 山崎ビル7階

（財）日本臨床心理士資格認定協会内

TEL:03-3817-0020/FAX:03-3817-5858

製作：株式会社 至文堂